

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、当社の経営理念である「独自の創薬開発プラットフォームシステム「PDPS」(Peptide Discovery Platform System)を活用し、特殊ペプチドによる創薬を完成させることにより、世界中にいる疾病で苦しむ方々に貢献すること」を目的として、上場企業としての社会的責任を全うし、経営の健全性及び効率性を向上させ、永続的に企業価値を増大させることをコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役会は、定款で定める取締役7名以内、社外取締役(監査等委員)は4名の員数の範囲内で、当社の創薬研究開発事業の知識、経験、能力等のバランスに配慮しつつ、適切と思われる人員で構成することを基本的な考え方としています。当社の監査等委員のうち1名は、公認会計士であり、財務・会計に関する十分な知識を有しております。

国際性の面では、代表取締役社長は米国人であること、また業務執行取締役の2名は外資系企業で海外での仕事を長く務めた経験をもつことから、発想や思考の多様性・バランスを高い水準で実現しております。また、ジェンダーにおける多様性についても重要課題と認識しており、実効性および適正規模の観点から女性取締役の登用を積極的に検討してまいります。なお、2020年3月27日開催の第14回定時株主総会において、補欠の監査等委員として女性の取締役が選任されております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、政策保有株式として上場株式を保有しておりません。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、役員との利益相反取引について、会社法に定められた手続きを遵守するとともに、取締役会での承認・報告を要することとしております。役員に対し定期的に関連当事者間の取引の有無を確認しており、有価証券報告書で開示しております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金制度を採用していないため、企業年金のアセットオーナーとしての機能を発揮する局面はございません。

【原則3-1 情報開示の充実】

(i) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画:

当社の経営理念は、当社WEBに開示しております。経営戦略、経営計画については、決算短信や決算説明会資料、有価証券報告書等に開示しております。

(<https://www.peptidream.com/esg/data.html>)

(ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針:

コーポレートガバナンス報告書及び当社WEBの「サステナビリティへの取り組み(ESG)」で開示しております。

(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続:

コーポレートガバナンス報告書の「取締役報酬関係」の「報酬の額又はその算定方法の決定方針」をご参照ください。

(iv) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続:

当社の経営理念、経営戦略をもとに、その経験、見識、専門性などを総合的に評価・判断して取締役会で決定しております。

(v) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補者の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明:

すべての取締役・監査等委員である取締役候補者の選任理由を株主総会参考書類において開示しております。

【補充原則4-1 取締役会の役割・責務】

取締役会、稟議等で意思決定すべき事項については重要性の度合いに応じて詳細な付議基準を定め、取締役会の決議事項以外の内容については、稟議による社長決裁に委任しております。また、業務執行責任者および部門長の職務権限、職務分掌等についても、社内規程により明確化しており、組織変更等に応じて、常に見直しが行われる仕組みを構築しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準】

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に基づいて独立社外取締役の候補者を選定しております。

【補充原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

社外取締役をはじめ、取締役および監査等委員である取締役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役および監査等委員の業務に振り向け、兼職については合理的範囲に留めております。なお、その兼任の状況は、事業報告及び有価証券報告書に開示しております。

【補充原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社取締役会は、2018年10月に全取締役7名を対象に取締役会実効性評価に関するアンケート調査および個別ヒアリング調査を実施いたしました。質問票は「取締役会の構成」、「取締役会の運営」、「取締役会の議題」、「取締役会を支える体制」等に関する34項目からなり、全員から記名式で回答を得ました。その結果、取締役会の構成、運営、資料、審議、責務はいずれも適切に行われ、全体として高い実効性を確保できているも

のと判断いたしました。一方で、役員の選任・解任プロセス、報酬決定プロセスの透明性向上等に関する課題認識を共有いたしました。本結果を踏まえて、今後とも継続的に取締役会の実効性確保を図ってまいります。

【補充原則4-14 取締役・監査役のトレーニング】

当社は、監査等委員会を含む取締役に対し、知識の向上を図るため、就任時に外部研修の受講機会を提供するとともに、就任後も法改正に対応する外部専門家による勉強会、外部セミナーへの参加を推奨するなど知識習得の機会を提供することとしております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、その持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主等との建設的な対話を重視しており、経営層及びIR広報部長を中心に様々な機会を通じて株主や投資家との対話を持つように努めております。

経営層が出席する決算説明会を年に2回開催しているほか、随時国内外の機関投資家とのミーティングを実施しており、電話取材、年に複数回の個人投資家説明会、海外IR等も実施しております。

それらの結果は、適宜、取締役会に報告しております。なお、株主との対話に際してはインサイダー情報の漏洩防止を徹底しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
窪田 規一	14,106,400	11.20
菅 裕明	11,022,804	8.75
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	7,289,500	5.79
ノーザントラストカンパニー(エイブイエフシー)アカウントノントリーティー	5,467,337	4.34
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	5,324,700	4.22
リード・パトリック	4,657,400	3.69
ステートストリート ロンドン ケア オブ ステートストリート バンク アンド トラスト、ボストン	3,762,096	2.98
特定有価証券信託受託者 株式会社SMBC信託銀行	2,400,000	1.90
ザ バンク オブ ニューヨーク ノントリーティー ジャスデック アカウント	2,202,000	1.74
ステートストリート バンク ウェストクライアントノントリーティー 505234	2,194,000	1.74

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明 更新

上記「(1)外国人株式保有比率」「(2)大株主の状況」は2020年6月30日現在の状況であります。

持株比率は自己株式(52株)を控除して計算しております。なお、自己株式の数には、株式給付信託の信託財産として、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が保有する当社株式193,600株は含まれておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12月
業種	医薬品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
笹岡 三千雄	他の会社の出身者													
長江 敏男	他の会社の出身者													
花房 幸範	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
笹岡 三千雄				笹岡三千雄氏は、企業経営者としての経験やグローバルで幅広い見識を有しており、企業経営に係る幅広い知見を備えていることから社外取締役に選任しております。同氏は、当社の一般株主との間に利益相反が生じるおそれはなく独立役員として適格であると判断しております。
長江 敏男				長江敏男氏は、企業経営者としての経験やグローバルで幅広い見識を有しており、企業経営に係る幅広い知見を備えていることから社外取締役に選任しております。同氏は、当社の一般株主との間に利益相反が生じるおそれはなく独立役員として適格であると判断しております。

花房 幸範				花房幸範氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に精通していることから、社外取締役を選任しております。同氏は、当社の一般株主との間に利益相反が生じるおそれはなく、独立役員として適格であると判断しております。
-------	--	--	--	--

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき専属の使用人はおりませんが、必要に応じて内部監査担当が監査等委員会の職務を補助いたします。独立性を確保するため、当該使用人の人事異動及び評価等については、監査等委員会の同意を得て決定することとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、会計監査人から監査結果報告を受けるほか、適宜情報交換及び意見交換を行うなど、相互の連携を図っております。また、監査等委員会は内部監査担当に対して、監査等委員会への出席を求め、随時情報交換を行うほか、必要に応じて内部監査担当に対し随時報告を求めるなど緊密な連携を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	0	2	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	0	2	2	0	0	社外取締役

補足説明

2019年7月18日開催の取締役会において、取締役会の任意の諮問機関として「指名・報酬委員会」を設置しました。取締役の指名及び報酬の決定に関する手続の独立性及び客観性を確保し、コーポレート・ガバナンス機能の更なる充実を図るため、委員長は独立社外取締役(笹岡三千雄)とし、委員は社内取締役2名(リード・パトリック代表取締役社長、金城聖文取締役副社長)、独立社外取締役2名(笹岡三千雄独立社外取締役、長江敏男独立社外取締役)の計4名で構成されています。

【独立役員関係】

独立役員の数

3名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす者をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、業績向上に対する意欲や士気を喚起するとともに、優秀な人材を確保し、企業価値向上に資することを目的として、ストックオプション制度を導入しております。また、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより高めて、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT(= Board Benefit Trust))」を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、その他

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を喚起するとともに、優秀な人材を確保し、企業価値向上に資することを目的として取締役(監査等委員である取締役を除く。)、従業員にストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、報酬の個別開示は実施しておりません。取締役及び監査等委員である取締役並びに監査役の報酬は、それぞれ総額で開示しております。

なお、当社の取締役及び監査等委員である取締役並びに監査役に対する役員報酬等の額(2019年12月期)は以下のとおりです。

取締役に対する報酬等 96,750千円

監査等委員である取締役及び監査役に対する報酬等 7,800千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、株主総会の決議により定められた報酬総額の範囲内において、監査等委員を除く取締役については取締役会において、監査等委員である取締役については監査等委員会の決議により決定しております。

また、監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役については、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより高めて、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT(= Board Benefit Trust))」を導入しております。

【社外取締役のサポート体制】

当社では、経営管理部又は内部監査担当が社外取締役のサポートにあたっており、取締役会に係る通知及び資料の配布等必要なサポートを行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

名

その他の事項

代表取締役会長の窪田規一が2019年9月26日付で退任し、新たに代表権を有さない取締役会長に就任しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、2015年9月18日開催の第9回定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しました。監査等委員会は3名(いずれも社外取締役)の監査等委員である取締役により構成されています。監査等委員である取締役は、定期的に監査等委員会を開催するほか、取締役会に出席し迅速かつ公正な監査・監視体制をとっております。

取締役会は、代表取締役1名、取締役3名(監査等委員である取締役を除く。)、監査等委員である取締役3名の計7名で構成されています。取締役会は、毎月1回の定例取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速かつ効率的な経営監視体制をとっております。

監査等委員会につきましては、3名の監査等委員である取締役によって構成されており、それぞれの役割に応じて、取締役会への出席、経営トップとの積極的な意見交換を行うとともに、決裁書類の閲覧等を適時に行い、取締役の業務執行の監査を行っています。

内部監査につきましては、専任の内部監査担当1名が監査を計画的に実施しており、監査結果を代表取締役に報告しております。被監査部門に対しては、監査結果をフィードバックし、改善事項の指摘及び指導に対して改善方針等について報告させることにより実効性の高い監査を実施しております。

なお、監査等委員会、内部監査担当、会計監査人は、相互に連携して、三様監査の体制のもと、課題・改善事項等の情報を共有し、効率的かつ効果的な監査を実施するように努めております。

会計監査については、有限責任 あずさ監査法人との間で監査契約を締結し、同監査法人の監査を受けております。

また、2019年7月18日開催の取締役会において、取締役会の任意の諮問機関として「指名・報酬委員会」を設置しました。取締役の指名及び報酬の決定に関する手続の独立性及び客観性を確保し、コーポレート・ガバナンス機能の更なる充実を図るため、委員長は独立社外取締役(笹岡三千雄)とし、委員は社内取締役2名(リード・パトリック代表取締役社長、金城聖文取締役副社長)、独立社外取締役2名(笹岡三千雄独立社外取締役、長江敏男独立社外取締役)の計4名で構成されています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、「監査等委員会設置会社」であり、取締役会、監査等委員会、指名・報酬委員会、会計監査人の機関を設置しております。取締役会における議決権を有する3名の監査等委員が経営の意思決定に関わることで、取締役会の監査・監督機能を強化することができ、当社のコーポレート・ガバナンスをより一層充実させるとともに経営の効率化を図ることが可能であると判断し、現在の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会日の3週間前に送付しております。
集中日を回避した株主総会の設定	多くの株主の皆さまが株主総会にご出席いただけるように、集中日を回避して株主総会を開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	2019年9月開催の第13回定時株主総会に係る議決権行使より、電磁的方法による議決権の行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2019年9月開催の第13回定時株主総会に係る議決権行使より、議決権電子行使プラットフォームに参加し、その利用を可能としております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集ご通知及び株主総会参考書類について英文で提供しております。
その他	招集通知を発送前に当社ホームページに開示し、議決権行使の円滑化を図っております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページに掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年に数回、個人投資家向け会社説明会を実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、第2四半期及び通期の決算発表後に開催しているほか、国内外のアナリスト・機関投資家との個別ミーティングを随時実施しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	国内でのカンファレンスへの出席、海外からの個別のミーティング依頼への対応、米国・英国・香港等における海外機関投資家とのミーティング等を随時行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示情報および関連プレスリリース、会社説明会資料などを日英2言語で掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR広報部に担当者を設置しております。	
その他	IR広報部長によるブログを開設しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	決算説明会の実施や当社ホームページへの資料の掲載等を通じて、ステークホルダーに対して積極的な情報発信を行い、当社の事業内容について理解を深めていただけるよう、取り組みを推進していく所存であります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社はESG(Environment: 環境、Social: 社会、Governance: ガバナンス)への取り組みを推進し、当社の基本方針および取り組み内容について積極的な情報開示を進めております。当社のWEBサイト上にESG専用ページを設置しております。 (https://www.peptidream.com/esg/index.html) 2019年6月、「気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)」提言への賛同を表明しました。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

情報開示に関しましては、適時適切な開示に対応するために「ディスクロージャーポリシー」を策定しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は、下記のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア 取締役会は、企業行動憲章を制定し、全社にこれを周知徹底する。

イ 取締役会は、コンプライアンスに係る規程を制定し、取締役及び使用人がコンプライアンスを推進するための体制を整備する。

ウ 監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という。）は、監査等委員会監査等基準等に基づき、取締役会に出席するほか、業務執行状況の調査等を通じて、取締役の職務の執行を監査する。

エ 内部監査人は、使用人が法令及び定款並びに会社諸規程に準拠した業務執行を行なっているかを定期的に監査し、監査結果について使用人に対し講評するとともに、代表取締役社長に対し監査報告を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録及び取締役会議事録等の法定文書のほか、重要な職務執行に係る文書及び情報につき、文書管理規程等必要な規程を制定し、これらの規程等に従い情報を適切に保存及び管理するものとし、必要な関係者が閲覧できる体制とする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営に重大な影響を及ぼすリスクに備えるため、取締役会はリスク管理に係る規程を制定し、想定されるリスクの洗い出しと予防策の策定、並びにリスクが発生した際の危機管理体制を整備する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア 取締役会は、中期経営計画及び年次経営計画を策定し、各部門は当該計画の達成のために適切な運営活動を実施する。

イ 取締役会は、業務分掌規程及び職務権限規程、稟議規程等を制定し、これらの規程に基づき使用人に権限を委譲し、決裁権限を明確にすることにより、職務の執行を円滑なものとする。

ウ 業務執行の管理・監督を行うため、定例取締役会を月1回開催するほか、必要に応じ臨時取締役会を開催する。

エ 定例取締役会において月次業績の分析・評価を行い、必要な措置を講ずる。

(5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

現在、当社に子会社等は存在しないが、将来において子会社等を設立する場合には、企業集団全体で内部統制の徹底を図るべく所要の体制を整備する。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

当社は、監査等委員会の職務を補助する使用人を配置するとともに、配置に当たっての具体的な内容（組織、人数、その他）については、監査等委員会と協議し、その意見を十分考慮して配置する。

(7) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

ア 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の独立性を確保するため、監査等委員会から監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、部長等の指揮命令を受けない。

イ 当該使用人の人事異動及び評価等については、監査等委員会の事前の同意を得て決定する。

(8) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

ア 取締役及び使用人は、監査等委員会の求めに応じて業務執行状況を報告する。

イ 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した場合は、直ちに監査等委員会に報告する。

ウ 当社は、内部通報制度に基づく通報又は監査等委員会に対する職務の執行状況その他に関する報告を行ったことを理由として、当該報告者である取締役及び使用人に対し不利な取り扱いを行わない。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ア 監査等委員会は、監査等委員会監査等基準等に基づき、取締役会に出席するとともに、議事録、稟議書等業務に関する重要な文書を閲覧、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求められることができる。

イ 代表取締役は、監査等委員会との間で適宜会合を持つ。

ウ 監査等委員会は、会計監査人と適宜会合を持ち、会計監査内容についての説明を受け、情報交換など連携を図る。

エ 監査等委員会は、内部監査人と緊密な連携を保ち、適宜情報交換を行う。

オ 当社は、監査等委員が職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、これに応じる。

(10) 財務報告の信頼性を確保する体制

財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制に関する基本方針書を制定し、適切な財務情報を作成するために必要な体制・制度の整備・運用を組織的に推進するとともに、統制活動の有効性について継続的に評価をし、必要に応じて統制活動の見直しを図る。

(11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

ア 市民生活の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会生活の発展を妨げる反社会的勢力と関係を持つことは、会社の事業継続に重大な影響を及ぼすものであるという考えのもと、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関わりを持たないことを企業行動憲章において宣言する。

イ 反社会的勢力の経営活動への関与や当該勢力が及ぼす被害を未然に防止するため、反社会的勢力排除規程を制定し、反社会的勢力排除のための社内体制の整備を推進する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、「企業行動憲章」及び「内部統制システムの整備に関する基本方針」において反社会的勢力排除の方針を定めております。

この行動基準に則り、当社においては「反社会的勢力排除規程」を制定し、反社会的勢力排除のための社内体制の整備を推進しております。

これらに基づく施策として、事前審査の実施、不当要求防止責任者の設置、反社会的勢力の排除を目的とする外部専門機関との連携、反社会的勢力に係る情報の収集等を行っております。

